

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

|   | 担当課              | 長寿介護課 | 検索番号     | 3-8 |
|---|------------------|-------|----------|-----|
| 法令名   | 介護保険法            | 根拠条項  | 第103条第3項 |     |
| 不利益処分   | 介護老人保健施設に対する措置命令 |       |          |     |
| (根拠規定)  |                  |       |          |     |
| ○介護保険法 (平成9年法律第123号)<br>(業務運営の勧告、命令等)   |                  |       |          |     |
| 第103条   |                  |       |          |     |
| 3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。 |                  |       |          |     |
| (処分基準)  |                  |       |          |     |
| ○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第29号)   |                  |       |          |     |
| ○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月厚生省告示第21号)  |                  |       |          |     |
| ○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第29号)   |                  |       |          |     |
| ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第40号)                        |                  |       |          |     |
| (その他)   |                  |       |          |     |